

著作者の人格的利益の保護 p208～212

著作者人格権：著作者の人格的利益（精神的に傷つけられないこと）を保護

1 名誉・声望

2 著作者の死後における保護

3 ★ 著作隣接権

著作物を国民に伝えることにより更により著作物を創作する刺激を与え、文化の発展に寄与
著作物などを人に伝達した者に与えられる権利

（著作隣接権とは、実演家人格権、報酬及び二次使用料を受ける権利以外 89条⑥）

- (1) 実演家：実演を行う者（俳優、舞踊家、歌手）、実演を指揮する者、実演を演出する者
- (2) レコード製作者：音を最初に固定した者
- (3) 放送事業者：放送を業として行う者
- (4) 有線放送事業者：有線放送を業として行う者

問：著名な歌の替え歌をテレビ番組で歌唱し、放送することは違法か。
だれのどのような権利を、だれが侵害することとなるか。

（著作者人格権の一身専属性）

第五十九条 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

（著作者が存しなくなつた後における人格的利益の保護）

第六十条 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

（著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置）

第一百六条 著作者又は実演家の死後においては、その遺族（死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）は、当該著作者又は実演家について第六十条又は第一百一条の三の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第十二条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第六十条若しくは第一百一条の三の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

（氏名表示権）

第九十条の二 実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有する。

（同一性保持権）

第九十条の三 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとする。

（侵害とみなす行為）

第一百三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 国内において頒布する目的をもって、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為

6 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。